

郷土資料集 七

種子島方角糺帳

神社佛閣其外旧跡等糺帳

西之表市立図書館

種子島方角札帳について

「種子島方角札帳」は二冊ある。一冊は、扉の右肩に「上の部」と肩書きがあり、内容も全村、集落ごとに戸数についての朱書きがある。これを(甲)とすれば、他は、扉の肩書きはなく、朱筆による書込みもない。これを(乙)とすれば、もう一冊、神社仏閣名勝旧跡等に重点をおいたものがあり、これは、表紙、扉にも書名はない。これを(丙)としよう。

さて、この史料集は、懷中島記、我目分明記と共に、種子島便覧の三幅対をなすものであるが、今回の企画は、南島民俗研究会の古文書研究会が「南島民俗」に発表した孔版によるものを底本としたので、校訂に当っては前記、甲、乙、丙の三原本と照合した。そして言えることは、三原本にかなりの重複が見られることである。また一方には、記述の方法にいくらかの差違もある。たとえば、甲では各村への里程を、「西之表札の辻より」とするのに対し、乙では、「屋敷より」としてあるなど。

今回はとりあえず、底木の字と読みをただすのみにとどめ、日常の便に供することとした。全体を通じて、底本に多用されている夕は、川の字と見て、つと断定し、本書では(つ)とした。また、疑問を感じながら原書のままに扱ったものに左のようなものもある。

丙の西之表村で「安永二年唐船漂着元節」

題 赤尾木嶋

赤尾嶋頭水月湾

両辺巖石列方端

山居自得義人趣

堪洒皇皇名利鑽

四海茫茫建一巔

雲間樹裏萬家烟

清静弗生塵市氣

今明自是武陵仙

右のとおり一見して七言律詩である。しかし私には、これは別々の七言絶句が併記されているとしか考えられない。律詩とすると、前対と後対が対応しない。それと、前半は平声寒韻であるのに、後半は

平声先韻で韻もあわない。何よりも、前半と後半では風景がいちじるしく異なることである。

同じく(丙)の坂井村に「安永二年唐船壹艘漂着、船主、崔輝山」

題熊野山 魏翔臻

水碧山青野樹深 凝睇徒帳少登臨

石尤作崇雲帆捷 寂莫舟窓懶咏吟

右の詩、原本には三行目(崇)の横に(山)の字が併記されており、欄外には(崇)の異体字も書いてあって、いずれとも断じ難い。さらに同人の

荷月廿四晚舟行熊野山傍即景

石洞隄辺岩路蒼 瓊江乍海兩茫茫

蟻船引我征帆去 遮莫島中野火煌

黓黓彤雲起北方 秋高氣爽漸生涼

星河影約天濛霧 無限凄其熊野傍

この詩も律詩として扱われているが、これまた別々の絶句二詩の併記と推定せざるを得ない。

昭和五十七年、鹿児島県発行の鹿児島県史料のうち「魔藩名勝考」でも、後半「黓々彤雲：」からを録して、絶句として扱ってある。

とまれ、本書の発行によって、熊毛にわたる種子島便覧の三幅対がそろったわけで、発行の意義は極めて大きいと思われる。

以上、本書の校訂にあたっての管見をのべたが、これが利用者の興味を惹起することにでもつながれば幸いと念じつつ。

西之表市図書館協議会委員

平 山 武 章

文化元年 甲子 九月十三日

神社佛閣其外旧跡等糺帳

隅州熊毛郡 種子島

- 一 隅州熊毛郡種子島
- 一 南北拾六里、東西巷里貳里三里之間、村数拾八
- 一 惣廻三拾七里二十八町

西之表村

- 一 嶋上より南三里西之表と申村御座候
- 一 西海辺より四町東へ嶋主屋敷御座候 赤尾木と名付麓にて御座候
- 一 屋敷より三町西之方に七町巷条の町家慈遠寺大会等の間に御座候 赤尾木町と名づけ候
- 一 安永貳年唐船漂着之節

題赤尾木嶋 邱 仁瑞

赤尾嶋頭水月灣 両辺巖石列方端

山居自得義人趣 堪洒皇々名利鑽

四海茫茫建一巔 雲間樹裏萬家烟

清静弗生塵市氣 今明自是武陵仙

城州本能寺

撰州本能寺

- 一 吉祥山本源寺 寺領百五拾石

右屋敷より巷町西之方菩提所御座候 草創文明己丑開基権大僧都浄光院日良法印 夫より日宗日教日連日充

日景日幸日翁日頼日周日達日奥日興日時日耀日有日舎日印日近日詮日誦日賢日□日晃迄二拾四代に相成候

洛陽本能寺撰州本興寺末寺

- 一 華藏山慈遠寺

右屋敷より六町亥の方祈願所にて御座候 大同四年己丑草創長享元年丁未迄律宗の間歴代不詳候 法華初祖

日増日想日□日尊日堯日遙日困日願日恵日宗日用日相日達日□日充日□日□日成日有日等日弘日教日舎日晝

日亀日楚日現日誦日増日□日節迄参拾貳代に相成申候

本能寺本興寺末寺

- 一 龍華山大會寺

右屋敷より午未之方六町に御座候 応安年中草創開山日悦

夫より日景日載日願日作日□日頼日□日清日誦日全日□日□日成日勝日東日等日弘日舎日悦日□日詮日稽日

□日誦日□日□日皎日諾日周迄三拾壹代に相なり相成申候

西之表仮屋

右の屋敷より亥之方七町に御座候

池田浦

右屋敷より六町未之方に御座候

洲之崎浦

右同所より八町亥之方に御座候

本源寺末寺

- 一 妙久寺

寺領拾斛

右同所より巷里子之方に御座候 草創年間相知不申候

慈遠寺末寺

- 一 妙法寺

右屋敷より五町亥之方に御座候 草創年間相知不申候

一 赤尾木町人吉留伝丙孝行に付天保二年御褒美被仰付 其後安政二年又々青銅頂載被仰付候 安政四年丁巳九月廿九日七拾四歳にて相果麓内雲之城と申所に墓所御座候 御澄文左之通

覚

種子島東町之

御米四斛

伝

平

右多年老母へ深切に致孝養有所中之為自分物入を以同所甲女川へ新規に橋掛調候段相聞得奇特成心入にて候 依之為御褒美右之通被下候条難有頂載可仕候右之通於領主宅可被申渡□申渡御米渡方之儀者御勝手方へ可相達候

八月

主馬

覚

種子島東町之

伝

平

青銅三百疋

右者父母へ致孝養候段聞召通御褒美をも被仰付置 猶又全日被召出被遊御覽右之通頂載被仰付候条難有可為奉承知候

八月四日

右膳

一 横山

右屋敷より沓里丑之方に御座候

一 慈遠寺末寺

一 満徳寺

一 花里

右横山里の内に御座候 草創年間相知不申候

一 伊勢宮

右屋敷より一里子丑之方に御座候

一 大崎塩屋

右花里之内に御座候 毎年八月十日里人相集祭仕申候

一 鳥帽子嶽

右屋敷より沓里亥之方に御座候

一 川迎

右屋敷より寅卯之方沓里余安納村境ニ御座候

一 本源寺末寺

右屋敷より午未之方拾三町ニ御座候

一 妙泉寺

寺領式斛

一 甲女川

右川迎に御座候 草創年間相知不申候

一 壺泊浦

右屋敷より未之方七町に御座候 源六郎山と申東沓里余之山より流出西海に入申候

一 城

右屋敷より未之方拾三町に御座候

右屋敷より巳之方拾五町に御座候

- 一 石寺塩屋
- 一 右屋敷より未之方半里余に御座候
- 一 戸之峯
- 一 右屋敷より子丑方拾五町に御座候
- 一 宮原
- 一 右屋敷より子之方拾弍町に御座候
- 一 池之久保
- 一 右屋敷より子之方拾四町に御座候
- 一 大広野
- 一 右屋敷より亥之方壹里に御座候
- 一 高八百九拾八斛三斗六升三合三勺三才
- 一 竈数八百四拾弍軒
- 一 惣人数三千六百三拾九人

国上村

- 一 麓屋敷より北弍里余右村御座候 仮屋元中目町と名申候
- 一 本源寺末寺
- 一 本法寺
- 一 右村仮屋元より巳之方壹里余に御座候 草創年間不詳
- 一 寺領弍斛
- 一 国見
- 一 右村仮屋元より巳之方十八町に御座候 当見番相付申場所にて御座候

湊塩屋

- 一 右村仮屋元より卯之方半里に御座候
- 一 浦田浦
- 一 右同所より子の方弍拾町に御座候
- 一 浦田明神
- 一 右浦田に御座候 神体鷓鴣草葺不合尊従日向国当嶋へ御渡りと申伝候 社領壹斛八斗余 毎年八月十五日 祭礼仕申候 浦人壹人村役者壹人づつ壹年交替にて支配仕申候 社人迎者無御座候
- 一 才京川
- 一 安納村境目に御座候 源は村内両提と申所より流出申候
- 一 奥
- 一 右仮屋より丑之方廿壹町に御座候
- 一 浜脇塩屋
- 一 右同処より辰之方壹里に御座候
- 一 高三百六斛壹斗七升弍合六勺
- 一 竈数九百五軒
- 一 惣人数三百五拾六人

安納村

- 一 麓屋敷より丑寅之方弍里に右村御座候
- 一 大會寺末寺
- 一 本蓮寺

寺領弍斛

右村仮屋より丑之方四拾間に御座候 天正年中安納隱岐守建立 開基日昌日実日意日是日孝日寿日義日□
日従日言日誠日静日慈日可迄拾五代に相成申候

一 軍場

右村仮屋より丑之方半里に御座候

一 沖ヶ浜田塩屋

右同処より寅之方半里に御座候

一 花之木浦

右同処より式町卯辰之方に御座候

一 高百拾五斛四斗壹合壹勺五才

一 竈数八拾一軒

一 惣人数四百七拾六人

現和村

一 麓屋敷より三里卯之方に右村御座候 仮屋元吉平と名申候

一 大會寺末寺

一 隆興寺

寺領式斛

右村仮屋より酉之方四拾間に御座候 草創年間相知不申候 開山法受夫より日誦日是日満日寛日浮日慈日

一 勝日静日普日相日章日脱日龜日瑞日順日亮日□日澄日解日普日皎日周迄廿三代に相成申候

一 西俣

右村仮屋より申之方廿壹到町に御座候

一 大會寺末寺

一 大聖寺

寺領式斛

一 右西俣に御座候 草創年間不詳候

一 浅川

右村仮屋より辰之方廿四町に御座候

一 近政

右同処より戌之方三拾町に御座候

一 庄司浦

右村仮屋より丑寅之方拾五町に御座候 此浦人之弥五郎並娘架装と申候者 孝養仕候に付御上より明和五年戊子御褒美被仰付候 右弥五郎儀者八十三歳にて天明三年癸卯九月朔日相果申候 墓所浦内に御座候 娘架装事者当分まで存命に御座候 御褒美被仰付候 写 左之通

写

種子島現和村庄司浦之

弥五郎

右同人娘

架装

御米三斛づつ

右弥五郎事母存生之内深切致孝養奉公方にも精を出し 架装儀も祖母へ同前致孝養候段被聞召上候 依之為御褒美右之通被下候条難有頂載可為仕候

右之通種子島左内左内於宅申渡候様如例申渡御米渡之儀者御勝手方へ可相達候

正月

此面

写

青銅三百疋

種子島現和村庄司浦弥五郎娘

架 装

右祖母へ致孝養御人□御覽□□を以て右之通被仰付候条難有可為奉承知候

八月

右 膳

一 武部

右村仮屋より未之方拾町に御座候

一 高五百七拾四斛五斗式升八勺三才

一 竈数百五拾軒

一 惣人数七百九拾人

安城村

一 麓屋敷より辰之方三里に右村仮屋元御座候

本源寺末寺

一 妙泰寺

右村仮屋より丑之方壹町に御座候 草創年間不詳候

一 大野

右同処より午之方半里に御座候

一 川脇塩屋

右同処より巳之方拾町に御座候

一 安城川

右村内を流通東海に流入申候 源は古田村より流出候

一 村より西南の方角の嵐大うと山大岩石と申候て深山打続申候

一 高式百式拾六斛九斗四升四合七勺九才

一 竈数百拾九軒

一 惣人数五百七拾四人

古田村

一 麓屋敷より午之方三里に右村仮屋本御座候

本源寺末寺

一 蓮勝寺

右村仮屋より丑寅之方壹町に御座候 草創年間不詳候 寺領拾九斛四斗壹升五合

一 此村東南之方段々山打続申候 此内より東安城村へ流出申候 川有之安城川と名申候

一 高六拾七斛九斗六升二合四勺九才

一 竈数式拾軒

一 惣人数八拾六人

住吉村

一 麓屋敷より未之方三里に右村御座候

本源寺末寺

一 本成寺

右村仮屋より亥之方壹町に御座候

寺領式斛

一 住吉浦

右村仮屋より酉戌之方三町に御座候

一 住吉明神

右同処より未之方壱町西海辺より引上り山中に社御座候 草創年間不詳候

一 能野塩屋

右同処より子丑之方拾町に御座候

一 深川

右村仮屋より午之方里に御座候

一 高式百拾八斛五斗四升壱合三勺五才

一 竈数百九拾八軒

一 惣人数七百壱人

納官村

一 麓屋敷より午之方六里に右村御座候 仮屋元原之里と名申候

一 慈遠寺末寺

一 妙昌寺

寺領式斛

右村仮屋より巳之方三拾間に御座候 草創年間不詳候 住職日誦日理日実日利日常日音日城日通日悟日雲

日華日修日□日吾日昌日判日妙日勝日芳日慈迄廿代に相成申候

一 日□

右同処より寅之方七町に御座候

一 竹之川塩屋

右仮屋元より子之方三拾町に御座候

一 坂元

右同処より同方三拾四町に御座候

一 浜津脇浦

右同処より子之方壱里に御座候

一 牧川

右同処より丑之方式拾町に御座候

一 高式百九拾八斛六斗壱升七合三勺九才

一 竈数百六拾六軒

一 惣人数七百八拾三人

増田村

一 麓屋敷より巳之方七里に右村有之 仮屋元中之町と名申候

一 本源寺末寺

一 清浄寺

右仮屋元より丑之方五町に御座候 長祿寛正之比 嶋主拾代幡時建立之由申伝候 住職□□日芳日純日賀

日仁日□日敬日詠日章日養日芳日悟日皎迄拾三代に相成申候

一 向里

右村仮屋より寅之方五町に御座候

一 岩屋口

右同処より同方五町に御座候

一 郡原

右同処より巳之方貳町に御座候

一 古房

右同処より酉之方拾五町に御座候

一 浦之川

右川原と申山より流出 仮屋元より五町寅之方向里へ流出海に入申候

一 高五百四拾四斛九斗五升貳合九勺壹才

一 竈数九拾九軒

一 惣人数六百七拾三人

野間村

一 麓屋敷より午之方七里に右村有之 仮屋元畠田と名申候

一 本源寺末寺

一 林高山日輪寺

寺領拾斛

右仮屋元より丑之方拾五町に御座候 応仁年中草創 開基日載夫より日源日行日就日翁日因日意日賀日聖

日妙日詠日金日象日受日遙日演日有日敬日進日淳日亮日佑日欽日耕日修日皎迄廿三代に相成申候

一 上方

右村仮屋元より子之方壹町に御座候

一 大平

右村仮屋元より亥之方拾壹町に御座候

一 中山

右同処より丑之方拾六町に御座候

一 町山崎

右同処より巳之方三町に御座候

一 竹屋野

右同処より巳之方七町に御座候

一 満足山

右同処より申之方拾壹町に御座候

一 井原

右同処より戌之方拾貳町に御座候

一 下田塩屋

右同処より酉之方拾三町に御座候

一 犬場浦

右同処より辰之方拾町に御座候

一 高八百五拾四斛壹斗八合貳勺貳才

一 竈数百七拾六軒

一 惣人数九百三拾壹人

油久村

一 麓屋敷より卯之方八里に右村仮屋元御座候

一 慈遠寺末寺

一 本隆寺

寺領貳斛

一 右村仮屋元より亥午の方廿六町に御座候 此寺焼失にて旧記等焼廢 草創時代不詳候

女州浦

一 右同処より卯の方拾町に御座候

田嶋

一 右同処より未の方廿五町に御座候

美座

一 右村仮屋より酉の方五町に御座候

一 阿高磯塩屋

一 右同処より同方壱里に御座候

一 高四百拾七斛弐升三合壱勺弐才

一 竈数百拾五軒

一 惣人数五百四拾五人

島間村

一 麓屋敷より未の方拾里右村御座候 仮屋上方と名申候

本源寺末寺

一 大光山本妙寺

寺領拾斛

一 右村仮屋元より巳之方弐町半に御座候 草創年間不詳候 開基隆錫 夫より日登日因日当日清日俊日澄日圓

一 日受日遇日昇日意日等日相日端日妙日命日徹日皎日善日耕日周迄廿弐代に相成申候

一 島間浦並田尾

一 右村仮屋元より未申の方拾五町に御座候

一 牛野塩屋

一 右同処より未の方壱里半に御座候

一 小平山

一 右同処より子の方八町に御座候

一 いなこ泊

一 右同処より子の方拾壱町に御座候

一 高四百九拾壱斛壱斗六升八合五勺五才

一 竈数九拾軒

一 惣人数七百拾四人

坂井村

一 麓屋敷より午の方拾里右村有之 仮屋元中之里と名申候

本源寺末寺

一 浄光寺

一 右村仮屋元より巳之方三拾間に御座候 明応四年草創 開基権大僧都日良法印 夫より日法日顯日悟日現

一 日廣日遠日意日奥日珠日慶日裕日命日□日歛日沼迄拾六代に相成申候

一 東目

一 右同処より卯の方五町に御座候

一 熊野浦

一 右同処より同方拾四町に御座候

一 熊野山

右同処より卯之方拾五町に御座候 山之高百間斗 廻り廿五六町 前之入江渡り三町 長拾町斗 山中熊野権現を勧請 嶋主拾代左近將監幡時建立年間不詳候 神領五斛 六月十五日淨光寺引受けにて祭仕候 天文十三年春南蛮船此所へ漂着仕 船中鉄砲鍛冶有之 当嶋鍛冶金兵衛清定と申者へ申附 稽古為仕伝受之所にて御座候

一 安永二年唐船老艘漂着船主崔輝山

題熊野山

魏 翔麟

水碧山青野樹深 凝睇徒悵少登臨

石尤作崇雲帆捷 寂莫舟窓懶咏吟

荷月廿四晚舟行熊野山傍即景

石洞隄辺岩路蒼 瓊江乍海兩茫茫

蟻船引我征帆去 遮莫鷺中野火煌

艸々形雲起北方 秋高氣爽漸生涼

星河影約天濛霧 無限凄其熊野傍

一 阿高磯塩屋

右村飯屋より卯辰之方拾四町に御座候

一 中田

右同処より申之方拾四町に御座候

一 屋久津塩屋

右同処より申酉之方巷里半に御座候

一 梶潟

右同処より同方巷里半に御座候

一 高七百廿式斛三斗式合五勺

一 竈数百五軒

一 惣人数六百八拾三人

平山村

一 麓屋敷より巳午之方拾里右村有之 飯屋元向里と名申候

一 本源寺末寺

寺領三斛

右村飯屋より丑之山五拾間に御座候 長享年間草創 開基隆巖夫より源慶清雲意惠澄善日往日善日法日現日利日能日歛日耀日寛日在日領日現日融日語日耕日遙日周迄二十式代に相成申候

一 平島

右村飯屋より申酉之方巷町に御座候

一 山田

右同処より酉之方四町に御座候

一 水牛

右同処より戌之方九町に御座候

一 前田

右同処より申之方式町に御座候

一 廣田

右同処より巳之方七町に御座候

一 浜渡

右同処より巳之方拾壹町に御座候

□□□

右同処より子之方三町半に御座候

一 古田

右同処より寅之方九町半に御座候

一 浜田浦

右同処より同方拾貳町に御座候

一 岩屋

右同処より子丑の方拾五町に御座候 入口より内之廣サ壹反六畦餘

一 大浦河

右源五本山より流出 亥子之方海中に流れ申候 拾壹里計横九間十間之間

一 高九百貳拾貳斛五斗六升六合四勺六才

一 竈数八拾八軒

一 惣人数七百四拾五人

上里村

一 麓屋敷より巳午之間拾壹里に右村仮屋元御座候

一 右之屋敷内に蜜柑之木御座候 廣壹反貳畦斗 植年年間相知不申候

一 慈遠寺末寺

一 善林寺

寺領貳斛

右村仮屋より辰之方壹町半に御座候 草創時代相知不申候
一 高百八拾九斛六斗五合八勺四才
一 惣人数九拾九人

茎永村

一 麓屋敷より午之方拾三里右村有之 仮屋元宇都浦と名申候

一 慈遠寺末寺

一 遠妙寺

寺領三斛

右村仮屋より寅之方三町に御座候 律宗よりの寺にて其後法華改宗之寺之由に御座候 享保三年火災にて

一 旧記焼失候 草創年間並歴代不詳候

一 藤田

右同処より辰之方三町に御座候

一 松原

右同処より午之方七町に御座候

一 宝満池

右同処より午之方七町余に御座候 廻り拾町其涯に玉依姫を勧請仕 宝満大菩薩と称申候 社人松原門弥

七門百姓交代に相任申候 九月九日 正月十五日 八月十五日夜に祭仕申候

一 竹崎浦

右村仮屋より巳之方拾四町に御座候 沖に小嶋□岩屋貳つ御座候 壹つは長三拾間横拾間 壹つは長五拾間

拾貳間御座候

- 一 阿多惜
- 一 右同処より巳之方拾町に御座候
- 一 中部
- 一 右同処より亥之方老町に御座候
- 一 片坂
- 一 右同処より亥之方拾町余に御座候
- 一 雨田
- 一 右同処より申西之方拾町余に御座候
- 一 竹のとう
- 一 右同処より申之方九町余に御座候
- 一 上里村より流候松原尻に出海に入申候
- 一 馬渡り川
- 一 右宇都浦之上より流出
- 一 上里村より流出候川に流合海に入申候
- 一 高千式百四拾壹斛七斗七升七合七勺七才
- 一 竈数百三拾三軒
- 一 惣人数八百十六人

中之村

- 一 麓屋敷より午未之方拾三里に右村有之
- 一 仮屋元山神と名申候
- 一 大會寺末寺
- 一 寺領三斛
- 一 右村仮屋より西之方老町に御座候
- 一 草創時代不詳候
- 一 律宗之寺にて法華に改宗仕候
- 一 開基珠□夫より悦□

智□明国四代は律宗歴代にて御座候 法華初祖日積夫より日元日雲日澄日源日秀日悟日章日淳日受日久日澄日皎日慈日周迄十五代にて御座候

- 一 真所
- 一 右村仮屋より午之方式町半に御座候
- 一 真所内八幡社有之真所八幡と称申候
- 一 建立年間相知不申候
- 一 夏田
- 一 右村仮屋より寅之方三町に御座候
- 一 郡原
- 一 右同処より丑之方拾四町に御座候
- 一 右内の八王子権現社御座候
- 一 建立年間不詳候
- 一 川内
- 一 右同処より子之方老里に御座候
- 一 上野
- 一 右村仮屋より亥之方老里余に御座候
- 一 中之塩屋
- 一 右同処より戌之方老里に御座候
- 一 大川塩屋
- 一 右同処より同方老里に御座候
- 一 郡川
- 一 右長谷山より流出候
- 一 長老里横五間十間之間
- 一 莖永村通路筋之橋三ッ御座候
- 一 寺門
- 一 右村仮屋より子之方拾五町に御座候
- 一 高千四百六石九斗五合八勺二才

- 一 竈数百七拾二軒
- 一 惣人数八百七拾人

西之村

- 一 麓屋敷より未之方三里に右村仮屋元御座候
- 本源寺末寺
- 一本因寺 寺領三斛
- 一 右村仮屋より丑之方壹町御座候 草創年間不詳候
- 一 田代
- 一 右同処より丑之方拾町に御座候 右内に金剛寺御座候 本源寺末寺にて寺領一石 草創時代不詳候
- 一 平野
- 一 右同処より亥之方六町に御座候 右内に本源寺末寺龍泉寺有之 寺領壹斛 草創時代不詳候
- 一 上瀬田
- 一 右同処より亥子之方十三町に御座候
- 一 西目
- 一 右同処より酉之方拾町に御座候
- 一 立石塩屋
- 一 右同処より戌之方壹里に御座候
- 一 砂坂塩屋
- 一 右同処より戌之方拾貳町に御座候
- 一 村仮屋より拾三町に御岬と申所に嶋尾大明神と申社御座候 九月十九日村人打寄祭仕申候

- 一 村仮屋より巳午之方前之濱と申処に天文十二年八月廿五日に南蛮船漂着 船頭式人牟良叔舎 貴利志多孟太と申者鉄砲式丁嶋主十三代恵時其子時堯に贈申候
- 一 高五百三拾七石六升貳合六勺
- 一 竈数百四軒
- 一 惣人数六百四拾八人

嶋中

- 一 惣合高 壹萬六拾四石七斗五升七合六勺六才 外ニ 三斗貳升五合 大會寺余地目録
- 一 惣合竈数 貳千七百九拾四軒
- 一 惣合人家 壹万四千貳百九人
- 一 福多目
- 一 莪 述
- 一 うし午
- 一 右之外当島者定候名産御座候
- 一 馬毛島 南北拾八町 東西八町より六町又は五町三町の間
- 一 右島は鹿住所にて御座候

右神社仏閣旧跡等糺方被仰渡相糺申候 種子島佐渡承届如斯御座候 以上

種子島佐渡役人

文化元年子九月十三日

上妻七兵衛	印
知覽覚之丞	印
時任丈左衛門	印
渡辺勘右衛門	印
岩川十右衛門	印
高崎孫兵衛	印

御記録

種子島方角糺帳

右東海辺渚之内右之通浜有之余分都而石瀬ニテ御座候

隅州熊毛郡種子島

一 東西巷里式里又者式里半

一 南北拾五里式拾巷町

一 惣廻り三拾七里式拾三丁三間内

拾三丁 上西ノ表花里浜

拾町 下西ノ表城之浜

式町五拾五間 同所 石寺之浜

拾五町五拾間 西之表住吉境能野浜

式町 住吉之内能野浜

式里三拾巷丁廿間納官野間油久坂井之長浜

右西海辺渚之内右之通浜にて餘分都て瀬むら

式里東西廿四丁 西ノ村中ノ村荃永村

三ヶ村一連の浜

巷里式間 平山坂井一連之浜

拾八丁三拾間 坂井村久浜

五ヶ所ト

有之候浜

西之表村

一 東西巷里式拾巷町廿一間

一 南北式里式拾三町廿三間

一 川九筋

内 巷ッ 板橋長四間

巷ッ 石橋

六ッ 步渡 巷ッ 船渡し

一 嶋主屋敷元赤尾木と名付麓ニテ西海辺より五町半

一 吉祥山本源寺 法華宗 寺領高百五十石

一 華藏山慈遠寺 右同 寺領高百石

一 龍華山大會寺 右同 寺領高五拾石

一 屋敷元より三丁西之方に八町巷条之町家慈遠寺

大會寺之間ニ有之西町東町と名付申候

一 人家八百四拾式軒

内 三百拾九軒 麓

- 一 七拾貳軒 西町
- 一 百拾軒 東町
- 一 池田浦人家三十軒
- 一 右西町札之辻より未之方五丁
- 一 城人家貳十八軒
- 一 右同所より辰巳之方拾四町
- 一 小牧野人家拾軒
- 一 右同所より辰の方式拾七町
- 一 川迎人家五拾軒
- 一 右同所より巳の方拾四丁
- 一 池野人家貳拾五軒
- 一 右同所より辰方拾三町
- 一 壺泊浦人家拾五軒
- 一 右同所より未の方拾七町
- 一 此浦浅海ニテ船掛無之候。渚の内小船共繫場ニテ御座候
- 一 上石寺塩屋人家拾八軒
- 一 右同所より申の方三拾三町三十間
- 一 下石寺人家貳拾軒
- 一 右同所同方巷里四間
- 一 洲之崎浦人家拾五軒
- 一 右同所より戌の方四丁
- 一 此所より巷町東南の方に當り船繫場有之、赤尾木浦と名付申候、海底一丈五尺
- 一 宮原人家十七軒
- 一 右同所より丑方十三町
- 一 上之原人家拾軒
- 一 右同所より辰方十四町
- 一 横山人家拾五軒
- 一 右同所より寅卯方式拾九町三十間
- 一 本立人家五軒
- 一 右同所より卯の方巷里ニ有之道筋野原又は畠等有之
- 一 石のみね人家十二軒
- 一 右同所より寅卯の方拾八丁
- 一 戸のみね人家十三軒
- 一 右同所より同方廿七町
- 一 花里人家貳拾軒
- 一 右同所より丑之方十九町
- 一 花里崎人家二十軒
- 一 右同所より子の方二十四町
- 一 大崎塩屋人家拾軒

- 一 右同所より子の方巷里十一町廿三間右此道前条
- 一 十三町浜を通り夫より野原
- 一 大廣野人家九軒
- 一 右同所より子の方三十五町三間
- 一 伊勢宮 御神躰天照大神
- 一 右花里の内ニ有之毎年八月十五日祭礼いたし候
- 一 定社人迎も無之右花里切者之者共交代ニ相勤候
- 一 満徳寺 法華宗 寺領貳石五升
- 一 妙法寺 右同 右同拾石
- 一 妙久寺 右同 右同拾石
- 一 妙泉寺 右同 右同貳石
- 一 西之表枝村大崎人家涯より国上村枝村赤尾のとう
- 一 人家涯迄三拾町
- 一 右同枝村本立人家涯より現和村枝村近政人家涯迄七町
- 一 住還六筋
- 一 右同枝村下石寺人家涯より住吉村枝村上能野人家涯迄廿町三十七間
- 一 火立のみね
- 一 西町札之辻より子の方大広野の上巷里ニ有之、遠見番相付申場所ニテ御座候
- 一 右同所より子の方十九丁
- 一 此浦相応の浦ニテ船掛場御座候
- 一 海底貳丈三尺
- 一 湊塩屋人家四軒
- 一 右同所丑寅之方三拾三丁半此道左右野原又は畠御崎
- 一 右同所より丑寅の方巷里三十間此所島頭にて日州外の浦水崎へ計流候
- 一 西町札之辻より子の方三十五町三間
- 一 西町札之辻より子の方式里拾九丁ニ仮屋元有之中目町と名付、左右人家ニテ候、西海辺より九丁
- 一 東西巷里三拾町
- 一 南北式里五丁三十間
- 一 人家九十五軒
- 一 内四拾貳軒 仮屋元左右人家
- 一 赤尾のとう人家拾壱軒
- 一 右仮屋元より未申方拾町
- 一 浦田浦人家拾五軒
- 一 右同所より子の方十九丁
- 一 国上村

一 井関人家五軒

右同所已の方卷里廿七丁

一 浜脇塩屋人家八軒

右同所より辰の方卷里貳拾七町

一 奥人家十軒

右同所より丑寅の方十二町

一 浦田大明神

右仮屋元より子方拾九町、浦田人家東嶺下ニ社

有之、神躰鷓鴣草葺不合之尊從日向当島へ御渡

海と申伝候。定神主迎も無之浦人切者え者共の

内より交代に相勤毎八月十五日祭礼興行仕候

一 川三筋

内卷ッ 板橋長三間

式ッ 歩渡り

一 住還筋式ッ

一 国見

右仮屋元より午の方街道涯遠見番所相付場所ニ

テ御座候此所より薩隅日の三州并豊後等遙ニ相

見得申候

一 本法寺 法華宗 寺領高貳石

一 国上村の内枝村浜脇より安納村枝村沖ヶ浜田塩屋

迄廿七町

安納村

一 西町札之辻より卯の方卷里廿七町ニ仮屋元有之、

上之町と名付左右人家多し

一 東西拾六町十間

一 南北卷里八丁

一 人家八十一軒

一 内

四十一軒 仮屋元

一 軍場人家貳十八軒

右仮屋元より丑の方拾八丁

一 沖ヶ浜田塩屋人家拾軒

右同所より子の方三拾三町三十間

一 花の木浦人家一軒

同所より辰の方十町

此所十町東洋と西風の節船掛場有之候、海

一 本蓮寺 法華宗 寺領高貳石

一 川卷筋 歩行渡り

一 あまめかくれ

右仮屋元より八丁、西の方有之遠見番相付申場

所ニテ御座候

一 浅川塩屋九軒

右同処より巳の方拾四町三十間

一 武部人家十四軒

同所より未の方九丁三十間此道筋田地

一 岡越

一 西俣人家十七軒

右同所より酉の方十四町此道筋田地

一 近政人家六軒

右同所より戌亥方廿四丁三十間

一 やにこ人家三軒

右同所より子の方拾町三十間

一 泉原人家四軒

右同所より辰方五丁三十間

一 隆興寺 法華宗 寺領高貳石

一 大聖寺 右同 寺領高貳石

一 川筋卷ッ

一 往還式ッ

現和村 東面

一 西町札の辻より辰巳の方式里に仮屋元有之吉平と

名付左右人家ニテ御座候

一 東西三十一町拾五間

一 南北一里拾卷丁

一 人家百五十軒

一 内 人家四十六軒 仮屋元

一 庄司浦人家三十八軒

右仮屋元より丑の方廿町三十間此道筋野原又

は畑

右此所十町洋ニ海底式丈五尺西風之節船繫之

所候

一 田之浦人家十三軒

右同所より辰巳の方八町三十間此道左右田地

此所海底不宜船掛無御座候

安城村 東面

- 一 西町札之辻より辰巳之方三里三町仮屋元御座候
- 一 下之町と名付左右人家ニ而御座候
- 一 東西巷里壹町
- 一 南北式里拾壹町廿間
- 一 人家百十九軒
- 一 内九拾五軒 仮屋元
- 一 川脇人家 六軒
- 一 右仮屋元より巳の方六町
- 一 大野人家十五軒
- 一 右同所より午の方拾五丁
- 一 立山人家八軒
- 一 右同所より午未の方一里五丁
- 一 右川脇より此立山迄之間荒磯船掛無御座候
- 一 川老筋 歩渡り
- 一 妙泰寺 法華宗 寺領高式石

古田村

- 一 西町札之辻より巳の方式里拾四丁廿四間仮屋元有之左右一円之人家ニ而御座候
- 一 人家二十軒
- 一 蓮勝寺 法華宗 寺領高式石
- 一 川老筋 歩渡り
- 一 安城村納官村住吉村西之表村四ヶ村境め都テ打続元大山ニ而御座候
- 一 住吉村 西面
- 一 西町札之辻より午の方式里拾壹丁廿六間ニ仮屋元有之左右人家ニ而御座候
- 一 東西一里三間
- 一 南北巷里三十式町十間
- 一 人家百九十四軒
- 一 内
- 一 仮屋元人家六十四軒
- 一 右筋海辺式丁五十間

- 一 上能野塩屋人家十三軒
- 一 右仮屋元より子の方廿五町十間
- 一 上之里人家十五軒
- 一 右同所より子丑の方廿式町
- 一 寺之里人家拾五軒
- 一 右同所より子丑の方廿壹丁四十間
- 一 下能野人家拾軒
- 一 右同所より子の方十八丁四十間
- 一 嘉多之山人家十式軒
- 一 右同所より子の方式町三十間
- 一 浦浜人家式十七軒
- 一 右同所より酉之方四丁三十間
- 一 深川人家三十八軒
- 一 右同所より午の方三十町式十間
- 一 本城寺 法華宗 寺領高式石
- 一 住吉大明神
- 一 右仮屋元より巳の方六町拾間御座候定神主無之庄やより請下地仕毎三月八日廿三日ニ祭礼仕申候
- 一 往還筋三ツ
- 一 川六筋
- 一 住吉村枝村深川より納官村枝村牧川人家へ十三町

- 一 五十六間
- 一 馬毛島下能野沖五里戌の方御座候
- 一 廻り式里三十巷町五十間
- 一 横 十九町三十間 すの崎木ヤよりお路の元迄十町五十間 葉山より池田木ヤへ
- 一 南北一里九丁十間
- 一 住吉浦深サ巷丈五尺仮屋元より申の方相当候北東風東風の節船繫宜西南風ニハ不宜候
- 一 増田村 東面
- 一 西町札之辻より巳午の方五里式拾八丁ニ仮屋元有之、中之町と名付左右人家有之候
- 一 東西三拾式町五十九軒
- 一 南北巷里十式町三十間
- 一 人家九十九軒
- 一 仮屋元人家 式十軒
- 一 向井町人家式十五軒
- 一 右仮屋元より寅の方六町
- 一 岩屋口浦人家六軒

- 右同所より辰之方拾貳町
- 一 小塩屋人家三軒
- 右同所より寅卯之方廿五町
- 一 郡原人家貳十五軒
- 右同所より巳方三町
- 一 古房人家貳拾軒
- 右同所より戌之方拾町三十間
- 岩屋口小塩屋此貳ヶ所西風の節船繫場有之深サ貳丈五尺
- 一 川老筋 歩渡り
- 往還巷ッ
- 一 清浄寺 法華宗 寺領高貳石
- 一 増田村枝村郡原より野間村枝村中山へ老町
- 一 増田村枝村古房より納官枝村春田迄拾五町
- 一 小塩屋
- 右公儀より被定置し遠見番所ニ而御座候
- 納官村 西面
- 一 西町札之辻より午方五里拾八丁九間ニ有之左右人家ニ而御座候
- 一 東西三拾貳町
- 一 南北貳里五町四拾四間
- 往還筋六ッ
- 一 川七ヶ所 歩渡り
- 内 人家百六十五軒
- 内 仮屋元人家貳十軒
- 一 平なべ人家八軒
- 一 右仮屋元より寅之方四丁三十間
- 一 竹之川塩屋人家八軒
- 一 右同所より丑之方三十一町四十九間
- 一 春田人家八軒
- 一 右同所より卯の方三丁三十間
- 一 坂元人家二十軒
- 一 右同所より丑之方三十五町三十九間
- 一 浜津脇人家四十六軒
- 一 右同所より丑方老里六丁三十九間
- 一 牧川人家三十五軒
- 一 右同所より子の方一里三十一丁五十三間
- 一 上之城人家二十五軒
- 一 右同所より丑方一里九町貳拾九間

- 一 妙昌寺 法華宗 寺領高貳石
- 一 納官村仮屋元より野間村上方人家迄拾三丁四十八間
- 一 此海辺船繫場無御座候
- 野間村
- 一 西町札之辻より辰巳ノ方六里拾五町
- 一 三十間に仮屋元有之畠田町と唱へ左右人家なし
- 一 東西一里三十五丁十間
- 一 南北一里拾町五間
- 一 人家七十八軒
- 一 内仮屋元十六軒
- 一 上方人家二十九軒
- 一 右仮屋元より子方貳町
- 一 大平人家十七軒
- 一 右同所より亥方十八町三十間
- 一 中山人家三十軒
- 一 右同所より卯方貳拾七丁
- 一 下田塩屋三軒
- 一 右同所より申酉の方廿三丁三十間
- 一 町山崎人家十六軒
- 一 右同所より巳の方貳丁三十間
- 一 竹屋野人家貳拾四軒
- 一 右同所より巳の方十四丁三十間
- 一 満足山人家貳十四軒
- 一 右同所より申方貳拾貳町廿八間
- 一 井原人家十九軒
- 一 右同所より申酉方廿三丁三十間
- 一 林高山日輪寺 法華宗 寺領高十石
- 一 右仮屋元より卯方廿七町
- 一 往還筋四
- 一 内巷ッ坂井街道・巷ッ嶋間道
- 一 巷ッ平山道・巷ッ増田村道
- 一 川老筋 歩渡り
- 一 野間村枝村竹屋野より油久村迄廿町
- 油久村
- 一 西町札之辻より七里十九丁午方ニ仮屋元有之左右人家ニ而御座候
- 一 東西老里三十三町五間

一 南北十九丁
一 人家百十五軒

坂井村

内

一 飯屋元四十五軒

一 美座人家式十軒

一 飯屋元より酉方九丁

一 田島人家十九軒

一 右同所より未方三拾四丁

一 阿高磯塩屋式十軒 西面

一 右同所より酉之方一里八丁三十間

一 女州浦人家七軒

一 右同所より卯方十六丁半

一 今熊野人家四軒 東面

一 右同所より巳午方十五丁半

一 本隆寺 法華宗 寺領高式石

一 往還式筋 坂井道

平山道

一 油久村枝村田嶋より坂井村人家江拾丁

一 西阿高磯東洲之鼻右式ヶ所遠見番相付申場所ニ而

御座候

一 西町札之辻より八里巳午の方飯屋元有之中之町と

名付、左右人家有之候

一 人家百十二軒

一 内飯屋元式拾五軒

一 熊野人家式十五軒 東面

一 右飯屋元より卯方廿式町

一 中目人家十五軒

一 右同所より卯之方六丁廿間

一 中田人家式十五軒

一 右同所より申酉之方拾六丁

一 屋久津塩屋人家十五軒 西面

一 右同所より申の方壱里拾七町半

一 梶瀉塩屋人家七軒

一 右同所より同方里数同所

右難海船掛無御座候

一 熊野権現宮 熊野浜長十六丁横五丁

一 壱丁廿間山之廻り十六丁斗

一 右飯屋より卯方廿五丁半

一 右神跡紀州熊野権現を勧請仕候

定社人迎も無之熊野切者之者交代ニ相勤申候

六月十五日祭礼

一 浄光寺 法華宗 寺領高式石

一 川老筋 土橋長三間

一 往還三筋

一 熊野浦海底式丈計西風の節船掛宜御座候

平山村

一 西町札之辻より巳方九里廿四丁二十六間ニ飯屋元

有之、左右人家ニ而御座候

一 東西一里十八町廿八間

一 南北一里式拾四丁三拾間

一 往還三筋

一 川三ヶ所

土橋式ツ長三間

一 壱ツ 四間

一 壱ツ 四間半

一 人家百八軒

内飯屋元式十軒

一 水牛人家七軒

一 右飯屋元より卯方廿八町四十間

一 山田人家六軒

一 右同所より酉戌之方六町三十間

一 小園人家四軒

一 右同所より酉方式丁四十間

一 平島人家八軒

一 右同所より酉之方壱町

一 前田人家十軒

一 右同所より未之方五町三十間

一 みた田人家四軒

一 右同所より午方七町五十間

一 徳瀬人家七軒

一 右同所より亥方五丁三十間

一 左田人家五軒

一 右同所より寅方拾三町四十六間

一 浜田ヶ浦人家十軒

一 右同所より寅方拾六町三十六間

一 国政人家四軒

一 右同所より巳方七町五十間

- 一 浜渡り人家三軒
- 右同所より巳方八町五十間
- 一 廣田人家三十軒
- 右同所より巳方十一町三十五間
- 一 善福寺 法華宗 寺領高三石
- 一 小嶋式ッ 浜田ヶ浦沖二十丁御座候
- 内
- 一 卷ッ廻り三丁浜島と名付
- 一 卷ッ廻り四丁行島と名付
- 一 式ッ共ニ人家なし
- 一 浜田ヶ浦海底老丈卷尺誠ニ浦口小ク
- 一 右船出入不相調候
- 一 水牛より上里人家涯迄式十六町五十五間
- 上里村
- 一 西町札之辻より午巳之方九里拾式丁三十間ニ飯屋
- 元御座候
- 一 東西式丁四十六間
- 一 南北二十二丁三十間
- 一 人家二十三軒
- 一 善林寺 法華宗 寺領高式石
- 一 人家涯より葦永村枝村阿満田迄拾四丁三十式間
- 一 葦永村 東面
- 一 西町札之辻より巳午方拾里拾町十七間ニ飯屋元有
- 之中部と唱申候
- 一 東西一里廿丁三十間
- 一 南北式里十三間
- 一 往還三筋
- 一 川三ヶ所
- 一 土橋五ッ長三間又四間五間二ッ七間
- 一 人家百四十軒
- 内
- 一 飯屋元十八軒
- 一 菅原田人家七軒
- 一 飯屋元より亥子方四丁三十四間
- 一 片板人家十五軒
- 一 右同所より亥子方拾町五十四間
- 一 雨田人家十式軒
- 一 右同所より戌亥方拾卷町十卷間

- 一 竹のとう人家十卷軒
- 同所より戌之方九町廿五間
- 一 宇都浦廿六軒
- 右同所より卯方五町三間
- 一 前田岩屋人家九軒
- 右同所より辰巳方三町廿三間
- 一 阿左り経人家十三軒
- 右同所より辰方拾卷町廿六間
- 一 竹崎浦人家九軒
- 同所より辰方拾七町四十六間
- 一 此所西風之節計小船繫場御座候
- 一 松原人家式十軒
- 右同所より午方七町五十九間
- 一 遠妙寺 法華宗 寺領高三石
- 一 宝満大菩薩 神主此右エ門
- 一 右飯屋元より未方拾三町三十九間ニ社有之神躰
- 一 玉依姫と申伝
- 一 九月九日祭礼仕申候
- 一 小島式ッ
- 内
- 一 卷ッ 廻り四丁
- 一 卷ッ 廻り拾丁
- 一 右竹崎東沖渚より卷町計有之候
- 一 枝村松原人家涯より中之村枝村夏田人家迄拾八町
- 一 五十八間七合
- 一 中之村 東面
- 一 西町札之辻より巳午之方拾里廿五町四十間ニ飯屋
- 一 元有之左右人家ニ而候
- 一 南北式里三拾町
- 一 東西卷里十九丁三十間
- 一 往還三筋
- 一 川三ヶ所
- 内
- 一 土橋卷ッ長十卷間其余歩渡り
- 一 人家百七十八軒
- 一 右飯屋元二十五軒
- 一 山神人家十七軒
- 一 飯屋元より亥一町三十間
- 一 夏田人家拾軒
- 一 右同所より九丁二十五間

一 郡原人家十式軒

同所より丑方十一町五十七間

一 中辺人家四軒

右同所より寅方九町十間

一 寺川人家六軒

同所より丑方十六町三十七間

一 大嵐人家二軒

右同所より丑方二十四丁四十四間

一 島間川内人家式軒

同所より丑方三十三町拾九間

一 川内人家二十一軒

同所より丑寅方三十五町四十九間

一 長谷人家式軒

同所より丑寅方一里十二丁

一 上野人家三十軒

同所より子方巷里六丁

一 摺水人家三軒

同所より酉戌之方拾三町廿六間

一 大川塩屋人家五軒

右同所より戌亥之方一里廿七丁

一 中之塩屋人家六軒

同所より戌亥之方式里三丁五十五間

一 真所人家式十五軒

同所より申酉の方七町三十間

一 加治屋閑人家三軒

同所より申酉の方三丁四十六間

一 本善寺 法華宗 寺領高三石

一 真所八幡宮 神主新右エ門

右仮屋元より酉戌方九町五十間每五月十五日兩

度祭礼射興行仕申候

一 此南洋船掛無御座候

一 真所人家より西村本村人家迄拾七町

一 西之村

一 西町札之辻より午未方拾巷里拾八丁三十間ニ仮屋
元有之候

一 東西巷里式十四丁

一 南北巷里三十五丁五十五間

一 往還三筋

一 川巷ヶ所

一 人家百十三軒

内

一 仮屋元式拾式軒

一 田代人家十六軒

右仮屋元より子方拾六町

一 上瀬田人家三軒

右同所より亥子之方三拾四丁拾間

一 牛野人家十三軒

右同所より戌之方拾巷丁

一 広浜三軒

右同所より亥方巷里巷町五拾式間

一 立石人家六軒

右同所より亥方巷里一町五拾式間

一 砂坂塩屋人家七軒

右同所より戌亥方式拾町三十巷間

一 西目人家三十軒 小田十軒

秋御郎八軒

高田九軒 崎田三軒

右同所より酉戌之方拾巷丁四十間

一 本國寺 法華宗 寺領高三石

一 金剛寺 右同 右同 巷石

一 隆泉寺 右同 右同 巷石

一 島尾大明神 神主郷七

右仮屋元より午之方拾八丁式十七間ニ社有之候

毎年九月十九日祭礼仕申候

一 枝村上瀬田より中之村枝村上野迄巷里拾巷丁五十
間

一 此辺荒磯難海船掛無御座候

一 島間村

一 西町札之辻より午未方八里拾五丁三十間仮屋元御
座候

一 東西巷里巷町式十九間

一 南北巷里三拾丁

一 往還三筋

一 川八ヶ所 歩渡り

一 人家九十六軒

一 内仮屋元三十軒

一 稲子泊人家五軒

一 右仮屋元より亥子方拾五町

- 一 小平山人家拾軒
- 右同所より子方九町五十間
- 一 古川人家十五軒
- 右同所より申方十五町五間
- 一 浦人家拾六軒
- 右同所より申方拾五丁四十五間
- 一 田尾人家十五軒
- 同所より申方拾八町五間
- 一 牛野塩屋人家五軒
- 右同所より未申方巷里四丁四拾五間
- 一 本妙寺 法華宗 寺領高拾石
- 一 行島 一 恵良部島 一 硫黄島
- 右島間浦より拾七八里計酉戌之方ニ相見候
- 一 屋久島
- 右島間浦より七里計申酉之方相見得候
- 一 島間浦遠干潟ニテ荷積船場無御座候
- 尤本村仮屋元より申之方ニ相当候
- 但潮満之節五枚帆位繫場有之西北受之場ニテ
東南風之節宜し
- 一 仮屋元之上ニ公儀より被定置候遠見番所御座候
- 一 牛野塩屋より中之村枝村中之塩屋迄六町式拾間

郷土資料集 七

種子島方角糺帳
神社佛閣其外旧跡糺帳

昭和六十年三月一日発行

西之表市立図書館